

# 海洋基本法の概要

背景

- ◎ 食料、資源・エネルギーの確保や物資の輸送、地球環境の維持等、海が果たす役割の増大
- ◎ 海洋環境の汚染、水産資源の減少、海岸侵食の進行、重大海難事故の発生、海賊事件の頻発、海洋権益の確保に影響を及ぼしかねない事案の発生等、様々な海の問題の顕在化

海洋政策の新たな制度的枠組みの構築が必要

## 海洋基本法の成立(平成19年4月27日)、施行(同7月20日)

基本理念

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| ①海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和 | ②海洋の安全の確保   |
| ③科学的知見の充実              | ④海洋産業の健全な発展 |
| ⑤海洋の総合的管理              | ⑥国際的協調      |

### 基本的施策

- ①海洋資源の開発及び利用の推進
- ②海洋環境の保全等
- ③排他的経済水域等の開発等の推進
- ④海上輸送の確保
- ⑤海洋の安全の確保
- ⑥海洋調査の推進
- ⑦海洋科学技術に関する研究開発の推進等
- ⑧海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- ⑨沿岸域の総合的管理
- ⑩離島の保全等
- ⑪国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- ⑫海洋に関する国民の理解の増進等

### 海洋政策の推進体制

国

#### ◎ 総合海洋政策本部の設置

- 本部長：内閣総理大臣
- 副本部長：内閣官房長官・海洋政策担当大臣
- ・有識者からなる**参与会議**の設置(12人以内)
- ・**事務局**の設置(関係8府省、41名 ※令和4年8月1日時点)



#### ◎ 海洋基本計画の策定

- ・海洋に関する施策についての基本的な方針、海洋に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を規定。
- ・おおむね5年ごとに見直し。
- 【第1期】H20. 3閣議決定 【第2期】H25. 4閣議決定 【第3期】H30. 5閣議決定

#### 地方公共団体

各区域の自然的社会的条件に応じた施策の策定、実施

#### 事業者

基本理念に則った事業活動、国・地方公共団体への協力

#### 国民

海洋の恵沢の認識、国・地方公共団体への協力

## 総合海洋政策本部の体制

- 海洋分野の様々な課題に、縦割りではなく総合的かつ戦略的に取り組む必要があるとの問題意識から、2007年に議員立法により**海洋基本法**が制定されました。
- 海洋政策の司令塔として、総理を本部長とする**総合海洋政策本部**を設置。
- 本部を支えるため、**総合海洋政策推進事務局**が置かれるとともに、海洋政策の重要事項について審議し、本部長である内閣総理大臣へと意見を述べるための組織として、学識経験者などから成る**参与会議**が設置されました。

内閣

### 総合海洋政策本部

- 平成19年に議員立法により成立した「海洋基本法」に基づき設置
- 所掌事務(海洋基本法第30条)
  - ・海洋基本計画の案の作成及び実施の推進
  - ・関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整
  - ・その他海洋に関する重要施策の企画・立案・総合調整

### 内閣府総合海洋政策推進事務局

事務局長

事務局次長

参事官(8名)

#### ◎主要事務

- ・海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進
- ・領海・EEZの保全
- ・有人国境離島地域の保全・活性化

参与会議